

インバウンド現象を巡る法的課題 とその解決に向けた視座



嶋 拓哉*¹ (しま たくや)

北海道大学大学院法学研究科 教授

1968年和歌山市生まれ。和歌山県立桐蔭高校・東京大学法学部卒。東京大学大学院法学政治学研究科民刑事法専攻経済法務専修コース修了。修士（法学）。日本銀行、金融庁で併せて13年余り実務に従事した後、2004年8月より信州大学助教授・准教授。2009年4月より現職。専門は国際私法。2017年度には北海道開発協会から研究助成を受け、関係する学問領域の研究者と共に「インバウンド研究会」を立ち上げ、法学や社会学等の多角的視点から、道内におけるインバウンド現象の課題、問題点を検討している。

1 はじめに ～インバウンド現象に対する問題意識

日本の国内市場は、人口減少の影響等を受けて縮小傾向にあります。このように縮小した国内市場を補完するためには、経済活動のグローバルな展開を図る必要がありますが、それには、大きく言えば2通りの手段しかありません。1つは、日本企業が海外での事業活動の展開を通じて海外市場でのシェア拡大を図ること、もう1つは外国人*²による国内市場へのアクセスを許容することを通じて、外国人にその担い手としての役割を期待することです。この2通りの道に対応する形で、グローバル化は2つの形態を採って現れます。日本企業による海外市場でのシェア拡大は、日本企業が海外に物理的な拠点を開設し、従前国内で展開していた事業を海外に移転するという形態を採ります。他方、外国人が国内市場にアクセスすることを許容すれば、国内市場における取引自体が国際化するという形態を採るわけです。

昭和50年代は円高の影響や労働コストの内外格差等の要因もあって、日本企業の海外進出という形態が優

勢でしたが、近時では、政策として観光立国に向けた取組みを掲げるなど、むしろ国内市場を外国人に開放していく動きが主流になりつつあります。このため、現在日本の国内市場の様々な領域において、いわゆる「インバウンド」という現象が見受けられるようになってきました。ここでは、インバウンド現象を「国内市場への外国人の流入」といった程度の意味で使用しますが、その最たるものが訪日外国人客の増加であることは論を俟ちません。平成28年の訪日外国人客が2,400万人を超えましたが、これは5年前（平成23年）のおよそ4倍の規模に相当します*³。また、外国人来道者も平成28年度に230万人を突破し、同様に着実な増加を見えています*⁴。

こうした現象は国内市場の門戸を外国人に開放するという政策が一定の成功を収めていることを意味しますが、同時に、外国人の急激な流入は、国内取引に当たり新たな法的リスクを発生させるほか、国内市場における既存の取引ルールや社会構造との間に緊張関係をもたらすことも事実です。そして、外国人を持続的

な形で国内市場に取り込んでいくためには、短期間での目標達成に一喜一憂せず、将来を見据えて先手を打ち、インバウンド現象がもたらす法的リスクを把握するとともに、従前の内向きの市場ルールや社会構造との間に生じる歪みを調整していくことが必要不可欠ではないか、と考えます。ここでは紙幅の関係上、インバウンド現象に含まれる個別事象を取り上げて、その解決策を個別に論じるということはできませんが、インバウンド現象を巡る法的課題を提示したうえで、その解決に向けた基本的な視座をお示ししたい、と考えています。

2 外国での訴訟リスクの増大

国内市場において外国人との取引が増加すれば、当然外国で日本企業が提訴される局面は増大します。このコストを侮ってはいけません。外国で訴訟に応じるとなると、外国の裁判所に出廷するために交通費を支弁しなければなりませんし、外国の言語に対応するために通訳を雇う必要もあります。また、外国での訴訟はサッカーではアウェイでの試合に相当します。特に途上国や特定の政治思想が支配する国、あるいは反日意識の強い国では自国民に有利な裁定を下す傾向が強くと、カントリーリスクが高いことを認識する必要もあると思います。では、外国での訴訟を完全に回避する方策があるかと問われれば、答えはノーです。例えば、方策の一つとして、契約締結に当たり、取引相手方である外国人との間で「本契約から生じる一切の紛争処理は専ら日本の裁判所で行う」旨の合意を行うことが考えられます。しかしながら、これとても、取引相手方の外国人がこの合意を反故にして自国で訴訟を提起し、かつその国の裁判所がその訴えを聞き届ければ、もはや外国での訴訟を防ぐ術はありません。

また、逆に日本企業は日本の裁判所において外国人を訴えることができるわけですが、この場合にも問題がないとは言い切れません。外国人はたとえ日本の裁判所で敗訴したとしても、その判決を無視して、日本

企業への損害賠償等の支払を拒み続ける可能性があります。この場合、日本企業とすれば、日本の裁判所における勝訴判決を以て、外国裁判所にその執行請求を申し立てることができますが、すべての外国裁判所がこの申し立てを認めてくれるわけではありません。その代表例は中国です*5。結果として、判決の執行のことまで考慮すると、日本企業が中国人を訴える場合には中国の裁判所での提訴を選択せざるを得ず、やはりその訴訟コストは膨らんでしまう惧れがあるのです*6。

つまるところ、外国人との取引に伴い外国での訴訟機会が増大することになりますが、それを完全に回避し得る方策はなく、そのリスクを取引コストとして認識したうえで、契約条件（典型的には、価格）に転嫁する必要があります。このことを怠ると、中長期的には外国人との取引が日本企業の収益を圧迫し、結果として、国内市場への外国人の取込みを図るという施策にマイナスの影響を及ぼすことになりかねません。

3 外国法適用に伴う不確実性の増大

国内市場における取引を巡り外国人と日本企業の間で法的紛争が生じたとしても、多くの場合にはその紛争解決の基準は日本法に求められることになると思います。これは、日本企業が海外市場に進出する場合に比べて顕著なメリットです。昭和50年代に日本企業が海外市場に進出した際には、進出先である外国の厳しい法規制を受けましたが、こうした直接的な形で外国の法規制を受ける局面が限られるという意味で、国内市場に外国人を取り込むという施策の方が、日本企業にとって有利な側面があるわけです。

もっとも、「外国人との取引」という国際的な要素を有する以上、国内での取引とは言っても、その法的解決を巡って外国法の適用を完全に遮断することは不可能です。例えば、旅行契約の締結に先立ち、日本企業が外国に赴いて訪日観光旅行のための勧誘活動を行っていたような場合には、旅行契約の締結について、その外国の消費者保護法が適用される惧れが生じま

す。欧州連合構成国をはじめ先進国は消費者保護に関連して総じて厳しい規制枠組みを備えており、こうした法律が外国人との間の国内取引に適用されることになると、日本企業としては、これも上記2で述べたことと同様に、付加的な取引コストとして認識する必要があると思います。

また、外国法の直接的な適用のみならず、外国法が日本の国内市場における取引に間接的な影響を及ぼす可能性をも考慮に入れる必要があると思います。欧州連合では2005（平成17）年に「旅客の権利（passenger's rights）」概念を採り入れ、その権利保護を図るための法規制（「APR規制」といいます）を導入しました*7が、これを例に説明します。APR規制は搭乗拒否や、航空機の欠航・遅延時における旅客の権利を定めており、条件に応じて、航空会社に対して代金返還、代替輸送、食事、宿泊費用、国内旅費等の提供を義務付けています*8。この規制は、欧州連合域内の空港からのすべての出発便と、欧州連合域内の空港到着便のうち欧州連合域内登録航空機を使用しているものに適用されます。そうすると、日本から欧州に向う航空便のうち、欧州の航空会社のものにはAPR規制が適用される一方、日本の航空会社のものには同規制が及びませんが、だからといって日本の航空会社は諸手を挙げて喜んでいるわけにはいかないでしょう。訪日外国人の立場になれば、帰路便として前者を好んで選択するようになり、逆に日本の航空会社が敬遠される恐れがあるからです。結局のところ、日本の航空会社はAPR規制の直接の適用対象にはならないものの、欧州の航空会社との間で競争力を維持する必要から、サービスに関する自社の経営判断として、APR規制と同等の旅客権利の保障を図る必要に直面するはずで、外国人の立場に立てば、観光先として複数の国・地域が日本と競合するわけですが、その中で日本が選ばれるためには、旅客の権利という問題に止まらず、宿泊や食事等様々なサービスにおいて、他国における法規制を睨みながら、競争上の視点からそれと同等の水準を保つ努力を

していかなければなりません。

つまり、経済のグローバル化が進展する中で、各国の規制やルールのうち最も厳格な水準を有するものが事実上の業界標準として位置付けられる可能性があるということです*9。このことに関連して、航空便における旅客の権利という問題のみならず、ホテル評価における米国有力誌の五つ星ルールや、レストラン評価におけるミシュラン（仏企業）のルール等についても同様の指摘を行うことが可能です。こうした外国の民間ルールが全世界的な規模で業界標準を形成する可能性があることを念頭に置けば、それらルールが我が国国内市場に与える間接的な影響は決して無視し得るものではありません。外国人による国内市場へのアクセスを促すということは、市場の担い手としての外国人を他国と奪い合うことを意味します。そうである以上、日本企業は、日本国内における同業他社との競争という観点のみならず、他の国・地域との競争という観点をも織り込んで、世界規模での事実上の業界標準がどのようなものかを認識し、国内市場においてもその水準確保を図るべく努力を積み重ねる必要があると思います。

4 既存の国内経済システムとの緊張関係

外国人による国内市場へのアクセスを認めれば、国内の伝統的な経済システムとの間で緊張を生む恐れがあります。外国人が日本市場にアクセスするに当たって、常に日本の国内取引秩序をそのまま受け入れるとは限らず、その修正を要求する場合がありますが、こうした要求はわが国の取引慣行や社会経済システムとの間で調整を要するのが通常です。例えば、外国人による日本国内での資金調達の問題を取り上げてみたいと思います。現在、ニセコ周辺では、外国人が中心となり高級コンドミニアムやレストランの開業が盛んですが、これら事業は海外の富裕層をターゲットにしたもので収益性も高いため、融資案件としては魅力的であろうと思います。しかしながら、実際には国内金融

機関がこれら事業に融資した実績は殆どないと聞き及んでいます。現行の融資審査との関係では、借主の信用調査や反社会的勢力でないことの確認を要しますが、外国人については信用調査情報がなく、またそれが反社会的性格を有しているか否かの確認にも限界があります。そのため、国内金融機関は現行の金融検査等の規制との抵触を危惧する余り、外国人によるこれら事業への融資を控えているのが実情です。要するに、収益性に着目すれば融資案件としては魅力的だが、現行の融資事務や融資規制との関係で緊張が生じているわけです。とりわけ金融は内向き志向の強い産業領域の一つですが、国内人口の減少等を踏まえると、このままでは将来の発展性には自ずと限界があると思います。国内金融機関が収益力を強化し産業としての魅力を高めていくためにも、新たな融資の枠組みを構築し外国人による資金調達ニーズに対応していくことが求められているのではないかと思います。

また労働市場においても外国人の活用が謳われていますが、実情は少し怪しいように思います。例えば、外国人技能実習生の受入れに関して、国内でかれら研修生が実際にどのような扱いを受けているのかが果たして判然としません。国内の労働人口の減少を補完するために新たな労働力を外国人に求めるのであれば、外国人の就労に関する現状調査を行い、不断の見直しを通じて、持続的な労働力の供給を展望すべく、外国人労働者の受入態様を検討することが大切であろうと思います。平成29年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）が施行されましたが、この法律は、これまで就労実態が明らかでなく、受入団体や企業で劣悪な就労環境を強いられる惧れがあった外国人技能実習生をより適正な条件や環境の下で取扱うことを目的としたものです。同法に基づく取組みは、外国人の受入れに伴う国内労働市場秩序の見直しとして捉えることもできる、と思います^{*10}。

5 むすび ～課題の克服に向けて

国際取引が輸出入関連企業に特化した特殊な取引類型である、という認識はもはや過去の遺物であり、国内市場を外国人に開放するという現行の政策方針の下では、いまや誤解を招きかねない認識でしかありません。道内の宿泊施設、公共交通機関、レンタカー会社、病院、小売業者等は従前より国内において主として日本人を対象に商売を行ってきましたが、現在ではこれら業種の企業にとっても、国内に流入する外国人との間で取引を行うのがごく普通のことになっています。これらも立派な「国際取引」です。昨今のインバウンド現象と言われる、急激な国内市場のグローバル化は、これまで国際取引をさほど経験してこなかった国内企業にとって、国内の需要・供給両面を補完してくれる救いの神であると同時に、習俗や慣行の異なる外国人が取引相手になることから心配の種にもなっているように思います。執筆者自身は国際関連法を専攻する一介の学徒に過ぎませんが、国際取引に伴う法的リスクは全容把握が難しく、国内でのみ事業を展開する企業からすれば、未知なるものとして不安感を持って受け止める向きもあるのではないかと感じています。

もっとも、国際取引に伴う法的リスクは、従前の国内取引のそれと同様、ある程度コントロールすることは可能です。あくまで一般論の域を出ませんが、国際取引を行うに当たっては、予め特定の取引類型に即して、その取引に伴う固有の法的リスクを把握することが先決です。そのうえで、契約内容を工夫するなど、そのリスクを最大限遮断するための方策を検討することが重要です。それでも遮断できないリスクは存在しますが、かかるリスクは、定量的に算定し取引コストとして認識したうえで、それを価格に転嫁するか、あるいは生産・サービス提供に伴う他のコストを削減することで吸収するほかありません。もちろん、一般論として述べるのは簡単ですが、個別の産業領域、個別の取引類型に即して、こうしたリスクを計算・管理するための体制を構築することは容易ではありません。

これらの作業には人的リソースをはじめとして相当な費用を要するわけで、一企業単独では、大手でない限り、この作業のための体制を構築するのは難しいと思います。インバウンド現象への早期対応を図り、国内市場への外国人の一層の取込みを展望するのであれば、企業間での連携あるいは行政や法曹界、大学等研究機関も含めた多様な主体の連携を通じて、総合的なリスク管理体制の構築を図る必要があるかと思えます。

東京から世界を展望するというのも大事ですが、辺境から世界を俯瞰するということも、これまた重要な視点だと思います。北海道は言うまでもなく日本の辺境に位置しますが、海洋資源及び国際的な環境問題では北にロシアを抱え、また観光等ではアジアのみならず欧州、米国、オセアニア等を展望します。「辺境」という言葉を聞くと、ともするとマイナスの印象を受けがちですが、市場のグローバル化を図るためには、辺境であることが逆にプラスに働く可能性を秘めていると思います。そうした認識に立脚し、東京と同じ目線ではなく、北海道独自の視点から、インバウンド現象の持続的な拡大と地域経済・社会のグローバル化を推し進めていく姿勢こそが大切であろうと思います。執筆者自身は微力ではありますが、国際関連法の視点から国際取引を巡る適切なリスク管理のあり方を提言するとともに、外国人のニーズと既存の国内秩序との折合いの問題に着目しながら、道内のインバウンド現象が継続的かつ適正に成長していくように、今後もさらに考察を深めてまいりたいと思います。

(追記)

本稿は、北海道開発協会・平成29年度研究助成（「道内のインバウンド現象を巡る法的問題の把握とその実証研究」）、科学研究費補助金（17K03379）及びKDDI財団・2016年度調査研究助成による研究成果の一部です。紙幅をお借りして関係者の皆様に謝辞を申し上げます。

* 1 本稿に関するご意見やご質問、ご要望は、執筆者（shima@juris.hokudai.ac.jp）宛に電子メールでお寄せいただければ幸いです。多くの皆さまからのご連絡をお待ちしております。

* 2 「外国人」とは厳密に言えば、日本以外の国籍を有する者を指しますが、本稿では必ずしも厳密な意味でこの文言を使用してはいません。外国居住者といった意味で用いているとご理解ください。また「日本人」という文言についても同様に、本稿では国内居住者という程度の意味で使用しています。

* 3 日本政府観光局のウェブサイト（https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf）を参照。

* 4 北海道経済部観光局のウェブサイト（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikominosuii.htm>）を参照。

* 5 また近時、日露間では製造業、エネルギー、農漁業、観光その他サービス業等の複数領域において経済協力の強化を目指す動きが進展していますが、一般的にはロシアも我が国裁判所の判決の執行を認めない可能性が高い国の一つと考えられています。この点につき近時の動向に着目するものとして、南純「日本・ロシア間における判決の承認・執行～ロシア連邦最高裁2017年1月30日決定を契機として～」(国際商事法務掲載予定)があります。

* 6 なお反対に、日本の裁判所に中国裁判所の判決の執行請求がなされても、同様に、日本の裁判所はこれを認めていません。(最高裁平成28年4月20日決定・平成28年(オ)第350号)。

* 7 REGULATION (EC) No 261/2004 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 February 2004 establishing common rules on compensation and assistance to passengers in the event of denied boarding and of cancellation or long delay of flights, and repealing Regulation (EEC) No 295/91.

* 8 なお、類似的法規制はその後、米国やカナダでも導入されています。詳細は、墳崎正俊「EUにおける航空「旅客の権利」(passenger's rights)と日本への含意」運輸政策研究14巻4号30頁以下(2012年)を参照。

* 9 同様の指摘を行うものとして、大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か?』(筑摩書房,2014年)95~99頁。

* 10 観光の領域では民泊の制度整備を巡る議論が従前より活発になされてきましたが、これも、外国人の受入れに伴う国内ルールの見直しという、本文でご説明したのと同じ文脈で理解することができると思います。民泊に関しては、①旅館業法施行令等の改正、②国家戦略特別区域法に基づく特区、③住宅宿泊事業法の制定等の新たな枠組みが示されてきました。こうした一連の制度的な手当ては、主として、外国人観光客が急増している現状を踏まえて、これに対応可能な国内の宿泊能力を確保することを目的としたものと位置付けられるわけですから。